それでは、陳情2件について報告いたします。

◆9 月 14 日
まず、第3回定例会の初日に付託され、9月14日の委員会で審査を行った、2陳情第16号　5Gアンテナの設置を携帯各社にやみくもに行わせないことを求める陳情について報告いたします。本陳情については、審査当日までに署名が追加され、103 名となりました。

審査にあたっては、陳情者より事前に提出された資料の説明を受け、「5G のみならず、電磁波そのものにもいろいろな問題があることを参考にして審査をしてほしい」との発言がありました。

市側からは、現在の状況について「5Gが人の健康に与える影響について、陳情者から世界的な被害状況の情報提供があったが、WHOや国の研究においては現時点で明確なエビデンスは示されていない一方で、現実に苦しんでいる市民が存在していることも認識している」とする立場が示され、現在は、平成26年12月議会の生活環境常任委員会で審査された政策提案の「趣旨採択」とする結果を受け、携帯電話等通信事業者各社に対し、携帯電話等基地局の設置及び変更をする場合は、その内容の情報提供を依頼し、各社からの回答を得ているとの説明がありました。今後も、この取り組みを継続し、情報を入手したいという市民の要望にできるだけ寄り添うような形にしていきたいとの意向が示されました。

質疑を求めたところ 3 名の委員より質疑があり、

・実際にこの間、携帯電話等通信事業者各社より、携帯電話等基地局設置の際の住民説明会の実施などについて、市への相談があったか。
また、説明会をする範囲について

・設置するアンテナの内容については、4G、5Gそれぞれ区別して把握ができているのか

・携帯電話の電磁波による健康被害に対するエビデンスをえる努力をどのように行っているのか

・ギガスクール構想への対応により、子どもへの電磁波の影響を気にする保護者の声もあるが教育委員会との情報交換や連携は行われているのか

・身体への電磁波の影響を予防するためのグッズ等に対する情報収集などは行っているのか

・電磁波による健康被害を受けておられる市民の方を数的に把握したり、意見交換を実施し

ているのか。また電磁波が自然環境に与える影響を把握しているのか。

　など、主に、現状確認が行われました。
　それに対し、市側からは次のような答弁がありました。

・平成27年から今日に至るまで、携帯電話等基地局の設置に関しては52件の情報提供があったが、3G,4G,5G というようなアンテナの内容までは把握できていない。

・基地局の設置に関しては、マンション、集合住宅、周辺地域など、設置の状況に応じた範囲で説明が行われている。住民説明を行うよう指導はしているものの、どのように説明を実施したのかまで把握しているわけではない。ただし、住民の不安解消につながる一定の対応はできていると認識している。

・電磁波による健康被害に対するエビデンスについては、様々な調査研究の情報も把握していくこと、また、電磁波を防御するためのグッズなどの情報収集については、現在具体的に把握できているわけではないが、)これまでも、できる限りアンテナを高く張ってきており、今後も努力をしていきたいこと。

・教育委員会との連携については、国などの動きも把握しつつ、随時、情報交換などを実施しており、電磁波に対する不安を抱えておられる保護者あるいは相談者への相談対応についても協力しながら進めていること。

・騒音の相談に付随して、電波への対策についての相談を受けるケースが数件あったこと。

・電磁波の自然環境への影響については、現段階では報告を受けていないこと。

　以上、質疑答弁を踏まえ、本陳情の審査についてはさらなる現状把握を行う必要があると判断し、継続審査にしました。その後、新たに、「2陳情第18号　第五世代移動通信システム（5G）基地局設置に関する条例制定に関する陳情」が付託されたため、閉会中の11月6日に 2 案を一括議題とし、引き続き審査を実施しました。

◆11 月 6 日
続いて、閉会中審査の報告をいたします。

2陳情第16号についてはさらに署名が追加され、合計して130名となり、2陳情第18号については、署名の追加があり、合計で317名になったという報告がありました。

審査に入る前、2陳情第18号の陳情者から発言があり、陳情者ご自身が電磁波の影響で具合が悪くなり、長い間体調不良に苦しんできたことや、現在も、電磁波を避ける生活をしているため、基地局がどこにあるのかを知ることがとても大事であること。そのためには情報公開が何よりも必要であり、安全な生活を送るための市民の知る権利をぜひ保障してほしいこと。また、5Gで使われるミリ波は簡易な測定器では電波測定ができず、高価な測定器を手に入れなければならないこと。電磁波過敏症はアメリカやスウェーデンでは障害として認められていること、日本でも障害者差別解消法が制定され、社会的障壁を解消するのは社会の側の責任であることが明記されており、その観点からも社会的な措置や規制を検討してほしいこと。個人の力や努力ではどうにもならない問題に行政の力が必要であり、5G規制条例を制定してほしいという意見が述べられました。

その後、2件の陳情に関する審査に入り、新たに提出された資料の内容である、他市の携帯電話基地局に関する条例や要綱とその運用状況、多摩市の携帯電話等基地局の設置に対する要請行動の現状、5Gに関する市に対する市民からの意見について、今年2月に公表された東京都におけるデジタルトランスフォーメーション、スマート東京実施戦略について説明を受けました。

その後、3名の委員から質疑がありました。主な内容は、

・市内で5Gを使用できる場所を把握しているのか、アンテナ設置に係る申請の際、4Gか5Gかについて確認ができているのか、基地局設置に関わる都市整備部との連携について

・今後、5Gアンテナを設置する際に住民説明を実施する「近隣」の概念について、マンホール内へのアンテナ設置等、5Gを利活用するために必要なアンテナの設置により説明範囲が面的に広がっていく場合の想定等

・5G のミリ波を測定できる電磁波測定器の購入計画があるのかについて

・電磁波の身体に与える影響について、大人と子供の違いを考慮したガイドラインはあるのかについて

・携帯電話等基地局の設置に関する条例を制定している鎌倉市において、基地局がたてられな

いというような弊害についての報告があるか
・学校内の無線LANは、使用しないとき、電波が飛ばないよう切ることができるのか。

です。

市側からは質疑に対し、次のような答弁がありました。

・市内にある基地局については4Gであるか、5Gであるのかの把握はできていないこと。

・アンテナ設置の申請行為は、設置工事の請負業者が行う場合が多く、発注者である携帯電話等通信事業者に確認しなければ4Gか5Gかについて情報提供してよいかわからず答えられないということもあるが、窓口対応として聞き取りはしていること。

・都市整備部とは随時連携をし、新規建物建設の際のアンテナ設置については情報共有を行っていること。

・今後も、4G、5Gに限らず、アンテナ設置に対しては、事業者からの情報提供を求めていく方針に変わりはないが、住民説明の範囲については、対象をどのように考えていくかなど、マンホール内へのアンテナ設置等、従来とは異なる対応も検討されているため、その動向を見つつ、市民に情報提供ができるように事業者へ協力をさらに求めていくことも考えていきたいこと。

・現段階では、市として電磁波を測定する機器の購入や貸し出しは検討していないということ。

・電磁波の影響について、大人と子供を区別したガイドラインは把握していないこと。

・携帯電話等基地局の設置に関する条例に関しては、先行して条例を運用している鎌倉市で、基地局の設置が推進されなかったというような弊害が生じたという報告はなされていないこと。

・ギガスクール構想の実現に向け、学校内で無線LAN環境をさらに整備するにあたっては、仕様書の中で事業者に対し、Wi-Fi の電源を切りやすい工夫を求めていること。

以上、質疑応答事項を踏まえ、さらに審査を継続したいとの意見が出されたため、委員間で協議をしたのち、継続審査といたしました。合わせて、健康被害についての事例などの情報、電磁波から健康被害を防ぐための対策、鎌倉市の条例制定とその後の経過、市内の携帯電話等基地局の数について資料を求めることとしました。

◆12 月 14 日
それでは、以下、本定例会委員会における継続審査の陳情2件に対する報告をいたします。事務局より、2陳情第18号に80名の署名追加があり、合計で397名になったことの報告がありました。

引き続き、前回の審査で求めた資料について4点について環境部から説明がありました。

1点目は「電磁波による健康への影響について」、2点目は「電磁波の影響に対する防護策について」、3点目は「市内の携帯基地局の設置数について」、4点目は「条例を制定している鎌倉市の条例制定後の状況について」です。

1点目、電磁波による健康への影響については、インターネットなどからさまざまな情報を収集したが、情報の信頼性という観点で関西医療大学で論文としてまとめられたものが提示されるとともに、白血病についても電磁波による影響が指摘されており、それについては、千葉市のホームページにも情報が掲載されていたことの報告がありました。
一方、電磁波による健康影響には科学的根拠がないという研究結果についても世界保健機関WHOの見解、WHOのがん研究の専門機関であるIARC国際がん研究機関の見解、日本の総務省の見解について説明があり、特に総務省の見解によれば、「すべて解明されているわけではないと念押しした上で、心配される場合はやはり通話時間を抑える、ハンズフリーの機器を使用する、通話の代わりにメールで済ませるものは済ませる」等、各個人がそれぞれの事情に応じて安全対策を取ることが適当であると示されていることが報告されました。合わせて、総務省が今年の3月に作成した「第5世代移動通信システム5Gの健康への影響」のパンフレットについても説明を受けました。

2点目の「電磁波の影響に対する防護策について」については、インターネット上には多くの対策、手法が掲載されているものの、根拠の証明のあるものないものも存在することを前提としつつ、現段階で確実だと言える方法は、

① 携帯電話やタブレット、パソコンを使用しない場合は電源を切る。
② 室内のWi-Fi等の電気機器を使用するときはアース線を取り付ける。なおかつ、使用しないときには電源を切る。
③ 電場と磁場の2つを考慮し、私たちが着ている化学繊維の服や金属アクセサリーといったところの身に着け方しだいでも工夫できるという3点が示されました。

3点目、多摩市内の携帯電話基地局の設置数については、総務省の電波利用ホームページに無線局等情報検索サイトによる結果に基づく報告があり、5Gについては、株式会社NTTドコモでは、その中でも比較的周波数の低いいわゆる「サブロク」と呼ばれる周波数帯を使用する基地局が1局、そして、いわゆる高速大容量、低遅延、多接続の通信を可能にすると言われている「ミリ波」と呼ばれる周波数帯を使用する基地局が1局であること。

同じくKDDI株式会社では、サブロク帯の基地局が2局、ミリ波帯の基地局は1局あることが明らかになりました。

4点目の、鎌倉市の条例については、設置目的が「携帯電話等の中継基地局の設置に伴う市民と事業者との紛争の未然防止」ですが、鎌倉市へ確認しところ、条例制定後のトラブルなどは発生していないと確認したことの報告がありました。

以上を踏まえ、2つの陳情に対して一括して審査を行いました。4 名の委員から、

・確実な防護策に関連し、体内に埋め込む医療系金属への影響や、市内公共施設における
アース線設置の考え方について
・健康被害について、実際に国内で発生した事例について
・鎌倉市の条例について、「5G」の運用が始まったことで、条例改正などどのように考えられているのかについて
・これまで設置された基地局と周辺地域への説明の実態について。また、5G基地局の設置場所について

提出された資料などに基づく質疑があり、市側からは

・確実な防護策については、体内に埋め込まれている医療系金属への影響は十分には調べきれていないが、近年はさまざま改良がなされ、密着させなければ、電波が誤作動を起こさせるようなことはないと認識していること。

・公共施設におけるアース線については、電波防護指針により定められて設置されているものに関して、さらに規制を設けることは難しいと考えているものの、最終的には個々人に委ねられる防護対応をとりやすい環境づくりを進めることは必要であること。
　また、建物の外部からの電磁波を遮断する手法もあるが、逆に内部の携帯電話や周辺の電気機器によって電磁波の強度が上がるおそれにもつながるため、注意が必要であること。

・健康被害については、他にもインターネット等でたくさんの情報を収集できたが、明確に科学的なエビデンスがないため、公式的に事例紹介をすることが難しいということ。

・鎌倉市の条例については、「4G」と「5G」を区別することなく、現在の条例の則り、従来通り対応されていくと伺っていること。

・基地局の設置は変更に対する説明会の開催については、委員会開催時点で、全部で57件の情報提供が行われており、つぶさにすべての状況把握は行っていないが、近隣への説明については何らかの形で対応されていると理解していること。

・すでに設置済みの「5G」基地局については、場所の把握まではしておらず、総務省へ問い合わせをしても回答は得られない状況であること。

また、現状では、市民への情報提供する市の責任を果たしたいと考え、事業者からの申請を受け付ける際に、「4G」「5G」の種別をしつこく聞き取ることにしていることや、事業者からも説明会で提示する資料などについてもできる限り提供してもらえるよう促している等、対応していること。等が説明されました。

また、前回の常任委員会では、携帯電話の事業者に対する「要請」に関する意見もあったため、現状の方向性を確認したところ、携帯電話等通信事業者に対して、今後は使用する周波数帯や出力など更なる情報の提供や近隣説明の再徹底を依頼していきたいこと、また、新たに基地局には表示板を設置してもらうことや携帯電話等通信事業者から定期的に携帯電話基地局の設置数について市に報告を上げてもらうことなどが検討されており、このことを携帯電話等通信事業者に対し、要請していきたいとの意向が示されました。

以上を踏まえ、委員間の意見交換をしたところ、携帯電話が一般に普及され始めてからまだ20 年余りしか経っておらず、世界でもまだ電磁波による健康影響がしっかり見極められていないなかでは、私たち自身も科学的根拠を示すことができず、電磁波の危険性を言い切ることは難しい。しかし、現実的には電磁波からの影響と考えられる症状に苦しんでおられる市民の存在には配慮をしていく姿勢はあってもよいのではないか、そのために携帯電話等通信事業者に対して一層の協力を促していくことはあってもよいと思われる。

また、最先端技術ということで推進するばかりで、携帯電話等通信事業者が健康被害を訴える方々のことを無視しているような状況も見受けられるので、配慮をしていきたいという意見が出され、不安を感じておられる方々の立場を受け止めて議会としても行動していけたら良いのではないかとの提案もありました。

その後、今後の進め方について確認を行い、委員会としては一括議題にしている2つの陳情については今議会中に結論を出し、その後、議会として何ができるかについては協議、意見交換を進めていくこととなりました。今後、議会として何らかの対応を行う場合には、議員の皆さまのご理解も必要となりますので、予め、この場をお借りして、委員会としてもお願いさせていただきたいと思います。

意見交換の後、2陳情16号、18号それぞれ、意見討論と採決を行いました。2陳情16号については3名の委員が「趣旨採択」で討論を行い、採決を行ったところ全員一致で「趣旨採択」となり、2陳情18号については1名の委員が「趣旨採択」で討論を行い、同じく採決を行ったところ全員一致で「趣旨採択」となりました。討論の内容については、審査経過と重なる内容が大半ですので割愛いたします。